令和3年度地方税制改正(案)について

総務省

令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)のうち、地方税関係(概要)は 以下のとおり。

1 固定資産税等

◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
- 〇 その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を 取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点 から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、 前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。
- ※ 都市計画税も同様。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

2 車体課税

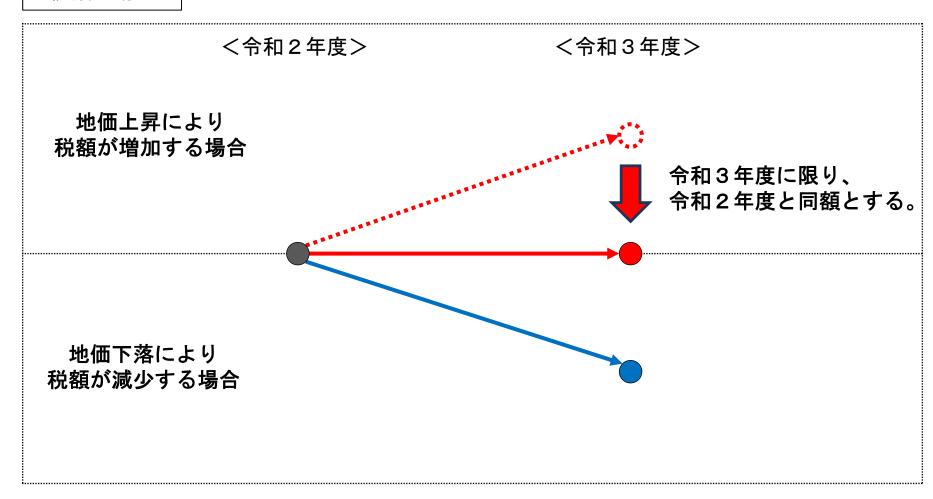
- ◎ 環境性能割の税率区分の見直し [別紙参照]
 - 〇 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな 2030 年度燃費基準の下で 税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税 の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。

◎ 環境性能割の臨時的軽減の延長

- 〇 環境性能割の税率を 1 %分軽減する臨時的軽減について、適用期限を 9 か月 延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収については、全額国費で補塡する。
- ◎ グリーン化特例(軽課)の見直し [別紙参照]
 - O グリーン化特例(軽課)は、重点化等を行った上で2年間延長する。

固定資産税に係る令和3年度における特別な措置(案)(イメージ)

税額の動き



※ 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地について適用。